

議案第7号

東広島市立学校外部評価委員設置要綱の廃止について

東広島市立学校外部評価委員設置要綱を廃止する告示を定めることについて、次のとおり提案する。

平成30年3月15日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 提案理由

東広島市立学校外部評価委員設置要綱を廃止し、学校において学校関係者評価に係る委員の選任を行うため、この議案を提出するものである。

2 廃止案

別紙のとおり。

3 施行期日

平成30年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第25条

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

東広島市教育委員会告示第 号

東広島市立学校外部評価委員設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成30年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市立学校外部評価委員設置要綱を廃止する告示

東広島市立学校外部評価委員設置要綱（平成19年東広島市教育委員会告示第3号）は、廃止する。

附 則

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 外部評価委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない義務については、この告示の施行後も、なお従前の例による。